

ギリシャ共和国の「伝統的集落」における

景観保護法の研究（４）

－1993年7月20日発令大統領令について－

Study on the Environmental Protection Law for “Traditional Settlements” in Hellenic Republic (Greece), No. 4 - Regarding the Special Traditional Settlements Decree for Oia Town, Santorini, Issued in July 1993 -

奈良県立大学 地域創造学部

石本東生

【はじめに】

本研究は、先行する筆者自身の研究資料〔同題の(1), (2), (3)〕の追論となる。その(1)と(2)は、ギリシャ国内のあるいはサントリーニ島やミコノス島を含む「キクラデス県」の伝統的集落に関わる文化的景観保護法（1978年法および1989年法）を、ギリシャ語原文から日本語に訳したものである。また、(3)はそれらに後続する1995年法、すなわち、特にサントリーニ島北部の「イア集落」における伝統的建造物36件を国の「歴史的保存記念物」と指定した大臣令と、さらにその5年後に発令される2000年法、すなわち、45件の伝統的家屋と5件の風車小屋を保存指定した大臣令を邦訳したものである。

さて、ギリシャの法令はすべて“ΦΕΚ”（FEK、以下この表記）と呼ばれる「政府官報」に掲載された時点で、初めて法的効力を発する。近年、ギリシャ政府はこのFEKを過去にさかのぼってデータ化（PDF化）し、Ellhniki Typografia（ギリシャ公文書発行局）の公式ウェブサイトにて公開しており、無料でダウンロードを可能としている。また、文化省の公式サイトにも“Διαρκής Κατάλογος των Κηρυγμένων Αρχαιολογικών Χώρων και Μνημείων της Ελλάδος”、すなわち「指定考古学遺跡と遺物の永続的リスト」という優れたデータベースがあり、考古学遺跡や遺物、記念建造物などに関する国の法規が容易に調べられるようになっている。これにより、筆者もギリシャの法令文書を自由に取得し、翻訳に取り組むことができた。

今回は、先述の1989年法を受けて、ティラ島（サントリーニ島）イア集落内の土地利用における用途制限や建築制限を改めて見直し、詳細な規定を設けた1993年7月20日発令の大統領令の翻訳に着手した。これも、先の3篇と共に、今後筆者が同様なテーマにて研究を進めていくための貴重な「研究資料」となるものである。

但し、日本語訳に関しては、ギリシャ語原文の表現、ニュアンスを可能な限り生かすために、強いて「直訳性」を重視している。例えば、法令文の特徴からか、主部と述部の間に長い形容詞句・副詞句の挿入句がある場合が多い。その折も、しいて原文通りの位置関係で訳出した箇所も多々存在する。また、動詞の能動態、受動態の訳出についても、可能な限り原文の態に従うことを心掛けた。そのため、日本語としてはぎこちない表現も散見される。さらに、ギリシャと日本とは、当然、建物の建築様式や意匠、建築現場で使用する資材、建材、施行方法も大きく異なるので、訳出困難な条文が少なくはなかった。

また、本研究のカテゴリーを「翻訳」ではなく「研究資料」としているのは、これらの「邦訳」を目的とするものではなく、あくまでギリシャにおける伝統的集落の観光資源化と観光政策について、今後研究を深めていくための資料として訳したに他ならないからである。

以上の点については、何卒ご了承ください。

(本研究は JSPS 科研費 15K01957 の助成を受けたものである)



写真1) キクラデス諸島のサントリーニ島、イア集落の伝統的集落。中央付近には、幾つかの洞窟住居跡が見られる。



写真2) 同じくサントリーニ島、イア集落のメインストリート

1993年7月20日 FEK（政府官報）第4号

誌号 817 「都市計画」

（南キクラデス諸島）ティラ島イア集落の土地における建築制限と特別規定の決定

都市計画 大統領令

南キクラデス諸島ティラ島イア集落の土地における建築制限と特別規定の決定

ギリシャ共和国大統領

（本稿においては、以下の前文と第1条の和訳は割愛する）

- ◆ 本令に先行する関連法令 1. ～ 9.
- ◆ 第1条の概略
 - A) イア集落のゾーン A に関わる過去の法令による土地の規模、建ぺい率、容積率、建物高度等の制限、規制の確認、緩和、見直しに関する条項。
 - B) イア集落のゾーン B（カルデラ側）の地形、特に急傾斜地区における過去の法令による建築制限、宅地開発制限の確認、緩和、見直し、そして新たな規制に関する条項。

第2条（建築様式、意匠関連）

先の第1条（の規定を）を受けて、（イア地区の）AゾーンとBゾーンにおいて、以下の地形的、景観的条件と建築制限が適用される。

第1項

当地の土地における建物の建築（原文の直訳としては「設置」と訳せるが）は、以下の基準によって施工される。

- α) 集落の都市計画上の区画が害されないこと。
- β) 共用（公用）地における基本的な景観上のポイント(σημεία)が守られること。
- γ) 隣接する土地の景観が、可能な限り守られること。

近隣の私有地間の自由地が改変されないこと。

都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）は、土地における建物の位置を承認し、調査判断によっては建物の規模・形体に対し、より高い制限を強いる可能性がある。

第2項

1件の建物の規模が800 m³を超える場合には、完全な分割に至るまで、建物規模の減少を課せられる。

第3項

本集落の建物は、家屋型、あるいはドーム（θόλο）型、あるいはまた家屋＋ドーム型のものが建てられる。

第4項

柱による、所謂「ピロティ（PILOTIS）タイプ」の建築は禁止される。

第5項

組み立て式建物の設置は禁止される。

第6項

建物の地上階（グランドフロア＝日本で言う「1階」を指す）¹の外部仕上げ、および玄関、扉、窓等の開口部の工事完了前に、上階の建築工事を終了することは禁止される。

第7項

軒を利用したオープンバルコニーの設置、また庇の設置は禁止されている。

第8項

ドーム部分の円弧の壁厚は、最低でも0.40mと規定される。

第9項

外部階段は容積率および建ぺい率算出の対象からは外される。また、そのちょうど下に設けられたストックルーム等も同様である。

第10項

貯水槽の造成については、表面にコーティングをした上で、その周囲の土地の自然地表面レベルから0.80m以上の深さとしなければならないことが強制される。

貯水槽は、建物の容積率および建ぺい率算出の対象にはならない。

貯水槽の最低容積の数値は、ホテルおよびその他観光用途の建物の場合、同貯水槽上に在する部屋やベランダの総平米数値の 35%、一般家屋の場合 30%に相当する。

第 11 項

各土地所有者の所有範囲内にある洞窟部分は、容積率算出の対象となり、他方、土地所有範囲の境界線を超えて伸長されている洞窟部分は建ぺい率算出の対象となる。

洞窟の上部における建物の新築あるいは荒廃した建物の修復・復元を行う場合、実証された地盤調査、すなわち適切な地質兼土地調査法にしたがった洞窟の位置、規模、奥行きが確定され、且つそれらに必要とされる保護策が取られるべき地盤調査の実施後、下部の洞窟の耐重性・耐力性が必ず確認されなければならない。

また、特に所有土地範囲を超えて隣接の土地に洞窟が伸長している地区では、同調査が実施されなければならない。

しかしながら、洞窟が（外から）確認できなくとも、周囲からの情報や証拠によって、建物の立地下に洞窟が存在するとみなされる場合、当局の判断に従って、建築許可公布以前に、建築調査者による地盤調査あるいは地質兼土地調査が実施されるように求められなければならない。

第 12 項

（現況よりもさらなる）洞窟の延伸を行い、所有する土地の範囲を超えることは禁止されている。

第 13 項

住居利用の新築建物については、その中に地下貯水槽を造るという前提においてのみ、建ぺい率は 50%まで許可される。

ホテルおよび他の用途の建物については、その地下の建設は、本用途のために見込まれる設計計画の最低基準を超えることはできない。

あらゆる場合において、地下階のレベルは自然地表より下方「0.60m」を超えることはできない。尚、地下との行き来は内部階段によってのみ行われる。

第 14 項

地震被害部分の修復のために作られているドーム型建築物においては、どのような高さの建築物であっても、建て増しは禁止されている。

第 15 項

各階の外壁全体（の面積）における開口部分²の割合は、20%を超えることは許されない。しかしながら、地上階（日本で言う 1 階）が店舗となっている場合は例外となり、そこはより大きな割合になり得る。

第 16 項

外壁における窓枠・戸枠は、その伝統的な寸法割合を踏襲することを義務付けられ、その地域の原型に調和していなければならない。

扉の上部および天窗における υπέρθυρα の窓枠は、直線か、あるいはアーチ状のものが

(設置) 可能である。

建物の窓枠・戸枠は木製でなければならず、特に： 扉の雨戸（よろい戸）は板仕様、あるいはその高さによって、少なくとも2つの部分に分かれた釘付け式になっていること。

店舗利用物件の開口部分は、限定された寸法でなければならず、窓枠・戸枠もその建物における他の窓枠・戸枠に相応した意匠としなければならない。

外部の開口部（敷地外周の「石垣の門」を意味するはず）は単色であることを強いられる。

第17項

以下の機能的且つ形体的な要素は許可される。

α) 開口部の周囲が漆喰塗あるいは当地域の火山岩によって加工された Μαντώματα

β) (屋外の) 外部階段

γ) 耐力壁

δ) 壁がん（建物の壁に意匠として施された「窪み」。棚のように花瓶や植木などを置く）

ε) 煙突と屋外の伝統的窯

σ) στέψη における、あるいはまぐさ石（リントル）の上にある新古典主義タイプの装飾的な額 (?) ⇒ (難解)

第18項

建物外壁は、最終的には τριφτός (すりつぶした、細目の) か πεταχτός の漆喰仕上げとなる。

さらに伝統的に壁仕上げの建材となってきた火山岩の部分も、壁外部表面に現れるようにすることも可能である。

第19項

建物外壁の塗装については、白か黄土色の水性塗料が使用される。

また、建物内部の、部分的な要素の、あるいは全体の塗装が「白」以外の色でなされる場合は、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の承認に服すべきである。

建物外壁の上塗り塗装における粉状大理石塗料の合成使用は、新古典主義タイプの建築物に限って許可される。

第20項

地上階の完成、また同階の外部漆喰塗り（あるいは上塗り）段階以前に、上階の建設工事（外部漆喰塗りや塗装）を完了することは禁止されている。

第21項

(集落の) 憩いの場となる中央広場などの地上階部分や、レストラン、喫茶（カフェ）などを除いては、如何なる場所でもテントの設置は禁止される。

テントは白色で限定的な寸法のものでなければならない。また、その設置については、(テントの) 形状や寸法、素材またそれらの支柱の取り付けの観点から、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) による承認と共に、建築許可の公布が求められる。

化学合成繊維、またプラスチック製、アルミ製、あるいは他の金属製³のテントの設置

は、禁止されている。

ゾーン B においては、いかなる種類の（風雨除けの）屋根設置⁴も、完全に禁止されている。

第 22 項

集落における固定資産および宅地内の建築現場、足場や、さらにはそれらの正面（の場所）も含めて、どの場所にあっても、発光式看板と、または社名看板と広告以外のいずれのタイプのものも設置は禁止されている。

ゾーン A とゾーン B においては、当該建物施設の用途（社名も含めて）について案内する限定的な寸法の「非発光式」の看板で⁵、且つ建物の形体を覆うことなく、あるいはその変更や改造をもきたさない位置に設置されるもののみについては、都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）と Κοινότητα 地域自治体（「イア」を指すのであろう）の承認を得た後に、許可される。

上記の承認には、次の資料が求められる：

- a) 当該建物とその周辺の建物を含めた写真
- b) 看板が設置される場所の外形デザイン、看板のカット面と図式的な説明
- γ) 看板の材質、作成・設置方法、支え・支柱、および他のいかなる情報をも提供するための説明が述べられた技術的な解説書

都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）は、伝統的環境を維持・保全するにあたり、（看板広告に伴う既存環境の）修正をもたらすべく、本令の発令以前に先んじて効力を有した既存の法令による看板や広告の事例にも、当該委員会の決定に沿い、また地域自治体の見解を基に、介入する（指導を行う）。

現存する看板あるいは広告は、あらためて検査・点検され、今後 6 カ月以内に本法令の条項に適合させられる。

第 23 項

商品陳列用のショウケースとして使用されるために、宅地境界線を越えて設置されているいかなる突出物も禁じられている。

さらに、建物の外壁部分における意匠やレリーフまたは壁画（絵画）は、伝統的原型と調和しないものについては、（設置は）禁じられている。

第 24 項

以下の「外部突起物」（「環境物件」と訳すべきか）の取り壊しや改造は禁止されている。すなわち、外部の固定階段、水槽あるいは井戸、記念物、岩（岩壁・岩盤）、階段上に形成された園芸地（διαμορφωμένοι αναβαθμοί ζαρντινιέρες）あるいは現存する植物と（樹木の）支柱、大理石製あるいは石製のベンチ、そして伝統的な門柱などである。それらがたとえ周辺の交通の妨げになろうとも、取り壊しや改造は禁止されている。

第 25 項

ゾーン A のみにおいては、周辺地域からまた建物からも望見できない場所であれば、太陽

熱温水装置の設置は許可される。しかしながら、ゾーン B においては完全に禁止されている。

第 26 項

都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）の承認⁶の後、たとえその完了が求められている工事が本令の条項に相反しているとしても、荒廃した建造物の修復は許可される。

修復は、その建造物の正確な形体を証明する実証された調査（地域自治体によって承認済みの〔撮影〕時期証明を有する写真、承認済み設計図、明確な形跡、文献証拠、技術的なレポート、公文書などを以て）の後に、都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）が、現地調査を行い、近隣の私有物件の景観が上記修復によって妨げられることがないと判断する限りは、許可される。

また、都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）の決定に従って、伝統的建築様式の代表と見なされる古い建物の補修や修復は、たとえその完了が求められている工事が本令の条項に相反しているとしても、都市計画・建築制御委員会（ΕΠΙΑΕ）が、現地調査の後、近隣の私有物件の景観が上記修復によって妨げられることがないと判断する限りは、許可される。

以上の仲介は、あくまで当該建物の正確な原型を示すための証明要素（証拠）（地域自治体によって承認済みの〔撮影〕時期証明を有する写真、あるいは承認済み設計図、あるいはまた以前の状況を記す文献証拠）が存在する限りにおいて可能となる。

中央通りに沿う（面する）カルデラ側（ゾーン B）の並びにおいては、荒廃した建造物の補修や修復は禁止されている。

ゾーン A および B 内において、伝統的建造物は 20 床以下のものであればゲストハウス（ξενώνας）あるいは調度品付きのレンタルルームへの転用は許可される。それは、1979 年 1 月 4 日発令の大統領令第 33 号「伝統的建造物における観光宿泊施設に関して」の第 1 条第 10 項（Α' 10）の条項に関連する用途形態や秩序には関係なく（許可される）。

第 27 項

集落のゾーン B の全域においては、ファストフードレストラン、カフェ洋菓子店（ζαχαροπλαστεία）、スーパーマーケット、ダンスセンター（ディスコ、バー、ナイトクラブ）の営業は禁止されている。

ゾーン A においては、スーパーマーケット、百貨店（πολυκατάστημα）⁷、そしてダンスセンター（の営業）は禁止されている。

第 28 項

建物の敷地間の塀は、漆喰塗あるいは κολυμπιτή 石造り式で建造される。また伝統的原型にしたがって、（塀の）高さは 0.80m、厚さは少なくとも 0.40m で（建造される）。

建材に関しては、庭塀の高さと形体が伝統的原型に適するように配慮される。

第 29 項

擁壁の建造の場合、建材と手法の観点から、伝統的原型にしたがって形成されなければならない。

第 30 項

建造物がない場所の改変に関しては、絶対に必要な (απολύτως αναγκαίες) 開削のみが許可される。傾斜地の場合は、擁壁あるいは坂道を伴った敷地への改変は許可され、その高さ制限は 1.5m である。それ以上の高さに関しては、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の一致した⁸見解が求められる。

第 31 項

現存する石畳の、あるいはタイル石を敷き詰めた舗道や歩道の取りかえ (改変)⁹は禁止されている。あるいはまた、現況のもの以外の (いかなる) 資材を以て街路の拡幅を行ういかなる行為も禁止されている。

第 32 項

(ΔΕΗ [ギリシャ電力], ΟΤΕ [ギリシャ通信] のような) 公共サービスおよび機関によって施工される各インフラ工事は、すべて地中化とされることが強いられる。また、公共利用地の改変、変更、あるいは再生に関わる各工事も、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の承認を得た後も、すべてそれらの伝統的原型に適合されなければならない。特に、電力計測器および同公共サービス・機関によるその他すべての供給要素 (機器) は、望見される地表面上に設置されてはならない。

第 33 項

公共サービス・機関は、それらのインフラ設置、整備のために行う工事において、街路や公共利用地の原景観を回復する義務を負っている。

第 34 項

島への中継放送 (受信施設)¹⁰の設置以降は、(各建物における) テレビアンテナの設置は禁止される。

第 35 項

私有のオープンスペースや公的な場所におけるマイクロフォンや拡声器の機器使用は、いずれも許可されない。

第 36 項

当該地域における店舗の営業や屋外拡張のため、テーブル、いす、陳列台などにより歩道や道路が利用され、占領 (κατάληψη) されることは許可されない。しかしながら、例外として、限定された平坦な場所および歩道におけるテーブルの設置は許可される。これは都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) と地域自治体の一致した見解によった後、地域自治体の許可によって認められる。

第 37 項

(日中も当然の事ながら) とりわけ夜間において、当該地域の環境へ支障 (迷惑・障害) を及ぼす発生源の稼働は、その種類、規模、名称にかかわらず、如何なるものも絶対に許可されない。本件の禁止は、その支障 (迷惑・障害) が地域の施設により、あるいは個人により、あるいは広場により (スピーカー、マイクロフォン、アンプ、音楽バンド、客の往来による

交通混雑の問題、そしてゴミなど) 発生しているかどうかに関係なく、住民が(被る) 如何なる支障(迷惑・障害) の場合に強制される。

第 38 項

ティラ都市計画事務所は、既存の如何なる方法手段によって発生する支障(迷惑・障害) を察知した場合、その企画・業務・営業の合法性、支障(迷惑・障害) の種類と度合を確認し、そして地域の機能の回復のため、またその支障(迷惑・障害) を除去するために、条件(規則) を課する。

その支障(迷惑・障害) が音声的なものあるいは環境汚染に関する限りは、早急な直接の対応が強制される。また、さらなる追加措置が必要な場合は、(その事業者の) 営業再開が許可されるべきかどうかの調査の後、事業者の対応に関する期限が定められる。

第 39 項

ゾーン A と B の両地区に対する例外措置として、以下の条項が有効となる。

α) 本大統領令発令以前に、すでに存在した(許可・承認を受けていた) 諸用途・利用は、あくまで関連都市計画法や特例条項が定めるように、且つ当該環境、交通そしてとりわけ地域住民に対する支障(迷惑・障害) の発生源を構成することのないように、合法的許可を設定する限りにおいて(κατάλληλο για αυτές χώρο)、本令の発令から 5 年間においては、例外として継続することを許可される。

β) 例外措置として、一定の用途の設備設置に関する特別条項が満たされ、本大統領令発令に近い時期に、既に業務履行の開始許可が公布されており、且つ営業すべき場所が当該用途のために既に改装されている限りにおいては、都市計画局の許可をもって、本令の発令から 5 年間においては事業者の営業承認公布は許可される。

γ) 新事業の設備(施設) 設置、あるいは既存の設備(施設) を使用しつつも新たな事業主が(旧事業主に代わって) 事業継続を行うためには、(たとえ) 本大統領令の条項によって禁止されていない限りにおいても、都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ) と地域自治体による予備承認(προέγκριση) が必要となる。それは当該設備(施設) に関する建築許可および営業許可取得が必須であるか否かには関わらない。この予備承認は、本承認公布履行後の指導に伴う場合もある。以上の規定は、一般の家屋には有効とはならない。

δ) (事業主が) 年金取得者となり、あるいは死亡した事などにより、当該事業の用途が認められなくなった場合には、あくまでその事業が合法的な許可を得ているに限り、1 親等の親族への 1 回きりの事業権譲渡は許可される。

第 40 項. 許可された用途からの(法令上の) 抜け道を利用し、あるいは法令違反を行った場合は、大臣令 No. 44242/2361/89 (B' 380) にしたがって、当該事業物件の閉鎖(「封印」という意の語) が課せられる。また、それらの再犯が生じた場合には、新たな閉鎖は決定的(最終的) ¹¹なものとなる。

第 41 項

街路、歩道、公共広場、そして公共利用地の利用に関するあらゆる事案(テーブルの設置な

ど)については、地域自治体と都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ)の一致した見解が強いられる。

第 42 項

当該地域において履行されるあらゆる工事、例えば新改築工事、部分的あるいは殆ど半壊状態の建物の全的取り壊し工事、建物以外の建造物(環境物件)の、あるいは建物の修築、小規模な修理、建物の部分的設備の取り壊し、さらには(歩道、駐車場など)街路や一般的に公共利用地に面した建物の使用に関するすべての事案は、都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ)の統制管理と地域自治体の見解の下(もと)にある。都市計画局は、(都市計画・建築制御委員会〔ΕΠΙΑΕ〕による)答申のために、あらゆる事案の関係書類を都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ)に送り届ける義務を負っている。

特に、街路や公共利用地に関する仲裁が必要な建物の利用についての事案は、地域審議会(Κοινοτικό Συμβούλιο)の見解が求められる。

都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ)の審査を申請するための建築調査(μελέτη→「建築確認申請」)は、少なくとも以下の書類等を含んでいなければならない。

α) 一連の建築設計図(あるいは設計草案)

β) 現況が海拔高度も含めて示されている正確な 2/200 縮尺度の地形図。現況と申請する工事後の状況が示された地形図。近隣の敷地内にある建物の階数、築年数、該当する建築様式、位置、建地面積と敷地面積が記された周辺敷地図。さらにその場所において(カルデラの断崖面で)洞窟住居の存在が認められる場合も考慮して、少なくとも当該土地の縦・横・高さが記されていないなければならない。

第 43 項

建物と上下水道および電気供給線との接続については、所管する都市計画事務所(αρμόδιο πολεοδομικό γραφείο)の現地調査の後、建築許可の最終承認が必要となる。

同承認は、都市計画条法令の遵守の観点から、都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ)による承認済み設計案に忠実に適合しているかどうかの確認に関するものである。

下水道網に直結できない場合は、防水施工された下水槽が建造・設置された後に、同承認は公布される。

イア集落における下水道網整備の後、6 カ月以内には、各用途地区において(下水道網から)遮断されていた各事業者・店舗は、(下水道網に)接続することが義務付けられる。

第 44 項

集落内 A、B の両ゾーンから、洞窟掘削時の土砂をカルデラ側の地域に廃棄することは禁止されている。

第 45 項

1955 年時点の、あるいはそれ以前の建築許可によって建てられた既存の建造物、またカルデラ側であってもゾーン B の境界線外に位置する建造物は、都市計画・建築制御委員会(ΕΠΙΑΕ)の承認と地域自治体の見解によって、用途と衛生上の理由で改修が可能である。

第46項

土地における建物の位置や高さとして、「建築基準法（Γ.Ο.Κ.）」（N.1577/ 85）第9条とN.1377/ 83における第41条の適用は受けておらず、各所は本令によって規制されている。

第3条

本令発令までに有効であった先行法令により公布された建築許可は、本令の第2条が触れる特別な地形的、景観的条件に関してのみ、再審査が行われる。

第4条

本令は、それが政府官報（FEK）に掲載された時点から効力を発する。

環境・都市計画・公共事業大臣に本令の発令と履行を委任する。

アテネ 1993年6月28日

共和国大統領

コンスタンティノス Γ. カラマンリス

環境・都市計画・公共事業大臣

アキレアス カラマンリス

【脚注】

- 1 欧州諸国では、建物の「階」の称し方が日本と異なり、日本における「1階」を欧州では「地上階」、日本の「2階」を欧州では「1階」と称する。
- 2 「開口部分」とは、玄関や扉、窓などを指すと考えられる。
- 3 おそらく「テントの支柱部分」の材質を指しているものと思われる。
- 4 軒や庇も含めて指している。
- 5 看板には、必要不可欠な営業用途と社名のみを記すことが強調されている。
- 6 原文では γνώνη であるが、同単語は存在せず、正しくは γνώμη と見られる。
- 7 πολυκατάστημα は、通常日本語訳としては「百貨店」と訳されるが、日本人が想像するような「大型百貨店」が、カルデラの急峻な断崖に面し、限られた土地のイア集落に建てられる例は考え難い。おそらく、小規模ではあるが様々な種類の商品を取り扱う店舗を指していると思われる。
- 8 原文の σύμφωνη は誤りで、正しくは σύμφωνη であると考えられる。
- 9 舗道・歩道の改変だけでなく、「舗装石材」の取りかえ自体も禁止しているものと考えられる。
- 10 集合アンテナを意味するものと見なされる。
- 11 その後の営業再開は望めない、「営業権剥奪」の意味である。